

れ、布教事業に着手して居るのである。

- (1) Nicolas Trignaut (金尼蘭), *Histoire de l' Expedition chrétienne au Royaume de la Chine*, 1616, Lyon, J. IX. P. 889.
- (2) Jesus, *Historie Macao*, p. 58
- (3) Ljungstedt, *A Historical Sketch of Portuguese Settlement in China*, 1836, Boston, p. 17
- (4) Danbers, *The Portuguese in India*, Vol. II. p. 213.
- (5) 香山縣志卷四海防附澳門
- (6) Ludwig Riess, *Die Ursachen der Vertreibung der Portugusen aus Japan*, (1614—1639), s. 1.
- (7) M. Steichen, *Christian Daimyos*, p. 273
- (8) Crasset, *L' Histoire de l' Eglise du Japon*, Tom. II, Liv. xiv. pp 274-291.
- (9) Chantvoix, *Histoire et Description general du Japon*, Tom. II, p. 193, 1736, Paris.
- (10) P. Daniells Bartoli, *Dell' Istria della Compagnia di Gesù il Giappone. Seconda parte dell' Ssia*, Libro Terzo Parte seconda, p. 262.
- (11) Pagés, *Histoire de la Religion Chrétienne au Japon*, Chap. XVI, pp. 278, 280.
- (12) Ferdinand de Costa
- (13) Bartholomew Reis

歌謠史上に於ける「雜藝」に就きて

文學士 志 田 義 秀

我が國の歌謠史上、平安朝後期に雜藝と總稱される諸種の新歌謠が起つて、其れが次期の近古期へも流れて、種々な開展を遂げたことは、人の知る如くであるが、この雜藝といふものも、前後可

なり込み入つた變遷を遂げて居り、又郢曲と呼ばれるものとの間にも、相異なる點があり、猶是等二者の用法にも、時代に依つて廣狹幾種かの用法があるやうであり、又是等の中の一様たる今様といふものにも、廣狹二種の用法があるやうに思はれるのである。今是等の點に就いて少しく調べて見た事を記述して、大方の教を仰がうと思ふのであるが、併し其の詳細に涉ることは、可なり繁雜なものになる様に思はれるから、其れは稿を改めて記述する事にして、茲には先づ之が概論を試みて大方の教を仰がうと思ふ。

平安朝に於ける文化の開展は、古風に對する今様といふ事で盡し得るかと思ふ。當時斯様の意味に於て用ひられ出した今様といふ語は、當時の社會が當然生み出さねばならなかつた言葉である様に思はれる。平安朝四百年の文化は、大體から云へば、宮廷を中心とする貴族的なもので、藤原氏

を中心とする貴族の作り出した文化であつた。然るに其れは、前期から流入しつゝあつた大陸文化の模倣であつて、且頗る外面的なものであつた。其れでも次々大陸から新しいものが流入する間は之が模倣に忙殺されるから、倦怠を生ずる恐はないのであるが、一旦其の流入が杜絶したとあれば勢ひ倦怠を生じ、沈滞の状を呈するから、其の結果新生面の開拓が行はれねばならぬ。然るに恰も遣唐使の廢止を糸口として、彼我の交通が杜絶してしまつたから、茲に沈滞の空氣が漲るに至つたのである。其れと共に、外來文化の模倣を享樂しつゝあつた當時の貴族は、漸く經濟上の弱者となりつゝあつたと共に、政權を掌握して居りながら平安城裡の夢に酔うて、武備を忽にして居たので當時頻發するに至つた騷亂と、益々横行を逞うし來つた海賊強盜に對しても、強者たらざるを得なかつた。其れと反對に、是れまで貴族から野蠻視

されて居た武士は國司としての役得の爲に愈々經濟上の強者となりつゝあつた。「梁塵秘抄」卷二に武者を歌つたもの、受領を歌つたものがあつて、其の富が羨望の的になつて居るのは、能く時代を反映して居るものである。斯うした譯で當時の貴族が、武力の上に於て武士の力を借らざるを得なくなつた爲に、此點から武士に勢力を張るべき機會を與へ、而かも武士は、經濟上に於てよき事情を持つて居たから、茲に愈々武士をして擡頭せしめる機會を與へるに至つた。上述の如く、大陸文化流人杜絶の結果たる沈滯が、新生面の開拓を促したのであるが、而かも貴族階級と武士階級との間に於ける上述の關係が、愈々之をして急速ならしめると共に、武士も亦之に與るに至つたばかりでなく、貴族が愈々失墜し武士が愈々擡頭し來るに及んで、新文化の中心が武士の方へ移動するに至つたのが、次期に於ける状態である。

凡て新生面の開拓は、因習打破から自由建設への手續であるが、當時に於ける其れは、模倣を脱する同化即ち日本化する事であつた。之を文學の方面に觀ると、前期以來の模倣文學たる漢文が、始め猶勢力を有して居たけれども、當時出來上つた假名に依る純日本的の假名文學が發生するに至つた。國字國文は、最も直接に思想を發表するものであるから、従つて之に對する國民的自覺は最も早く起らなければならぬ筈で、既に聖德太子に於て此事實を發見するのである。即ち太子の「湯岡碑文」は之を語つて餘りあるものである。斯くして其れが古事記となり萬葉集ともなつたのであるが、而かも是れの徹底的な解決は、平安朝の假名文學に於て見得るのである。尤も漢文は、一方に於て後世まで行はれたけれども、其れは唯無自覺な階級としてか或は専門家の業としてかに過ぎぬ。又我が固有の文學たる和歌に於ても、平安

朝の始めが一時勢力を振つた前期以來の漢詩を壓して勃興し來つたのである。和歌は固有のものである丈に、日本化といふ事は云へないけれども、猶因習を脱して建設に就かうとする新派運動は早くも曾根好忠に依つてなされたのである。其の他宗教にしても音樂にしても、兎に角文化一般としては、模倣を脱して日本化に向つた事は、争はれぬ事實である。然るに流入した大陸文化は、頗る高級な理性的なものであつたのに、本來感情的な日本人は、斯る理性的な文化の包容する高遠な精神には觸れ難いのであるから、當時の貴族は、可なり教養はあつたとは云ふものゝ、やはり此の文化の眞諦をば掴み得ないで、外面的に其の形式的方面を模倣して満足して居たのである。文學の如きは、漢字を共通にして居たのであるから、最も理解し易い筈であつただけけれども、其れでも本國では元輕白俗と併稱される白樂天の詩文が、最も

歡迎されて居た點から云ふと、當時の貴族社會一般としては、彼れの文學の高遠な所には觸れ得ないで、皮相的理解に止つて居たと見られるのであるから、やはり形式的模倣に過ぎなかつたと云へるのである。まして宗教や音樂に至つては、殆ど全く形式的模倣に過ぎなかつたのである。併しながら模倣も其の久しきに涉れば、之が永年の修養は幾分かづゝ其の模倣文化の内面的理解に進ましめる筈で、事實あらゆる方面に斯る傾向が見られるのであるが、此の時に當つて、前述の如き日本化が餘儀なくされたのであるから、當時の貴族の行つた日本化は大體我が國民本來の國民性を根柢とするものとなつたのである。本來我が國民は、感情的であると共に、比較的淺近であり單純であり内容的である様に思はれるが、當時行はれた日本化には、正に斯の如き傾向が窺はれるのである併し淺近と云ひ單純と云つても、其れは深遠を経

た淺近であり複雑を経た單純であるから、上古に見る様な淺近單純でないことは勿論である。只茲に一つ注意を要するのは、我が國民性は、以上の如くであると共に、本來現世的でもあると思はれるのに、此點のみは、當時の日本化せる宗教思想に於ては聊か趣を異にするものがあると云ふ事である。是れには次に述べる如く、然るべき理由が發見されるのであるから、別に怪むに足りない事として、忛斯の如く非現世的になり來つたとは云ふものゝ、而かも猶其れが以前の如く高遠な理性的形式的なものではなくて、卑近な感情的内容的なものになり來つたと云ふ點に於て、やはり我が國民性の特質を出て居ないのである。然るに是れが、武士が擡頭し來るに及んで、一層其の傾きが助長され、茲に遂に新宗教の確立を見るに至つたのである。元來佛教は、前期以來特に弘法大師以後、本地垂迹の説に由つて、日本化して居た所へ

天慶以來愈々騷亂が打續いて、愈々武士に擡頭の機會を與へ、又一方に於て、戰爭は、無常觀罪惡觀を生せしめるのであるから、本來現世的なる我が國民も、茲に因果の理法を痛感し、厭穢欣淨の思想を深くするに至り、斯くて此の思想に依立する新佛教の確立を見るに至つたのである。之を他の方面から云へば、新に起つた淨土教は武士及庶民を對象としたもので、貴族は、戰爭の慘禍を直接感ずることも少なく、日本化の先頭者ではあつたけれども、此階級の性質上、到底保守的たるを免れず、特に舊佛教の寺院との蠶縁を有するのであるから、新佛教とは頗る縁遠いものであつたのである。併しながら武士及庶民の間に、舊佛教が跡を絶つたと云ふ譯ではなく、是れも亦卑近な感情的内容的なものとして存續して居たのであつて特に「今昔物語」や「梁塵秘抄」で見られる如く、法華信仰が一方の念佛信仰と對立し或は調和しつゝ

流れて居り、又佛教音樂たる聲明特に天台聲明が當時の新興聲樂に直接或は間接に影響しつゝあつたのである。

前期以來雅樂寮に雜樂（中に散樂を含む）があり平安朝に入つて大寺に散樂（即ち猿樂があつた時に當つて、前述の如く、貴族が武力及經濟の點に於て、武士に叩頭せざるを得ざる事になつたので自然此の實力者たる武士が、社會上に武士階級なる一新階級を形作るべき機運を作り、従つて貴族階級に動搖を來さうとする形勢となり來つた。此の社會上の下向的動搖に際して、宮廷及大寺の散樂にも動搖を來し、外部へ流出したのもあつた様に思はれる。其れと共に、是等のものが種々に變遷もし、様々なものが生じもし又合體もして、愈々變遷を遂げた様に思はれる。明衡の「新猿樂記」を見ると、種々様々なものが含まれて居るが此れは宮廷及大寺專屬の猿樂に對して、民間興業

のものご見るべきものであるから、多分上述の如き徑路を経て居るものかと思はれる。即ち其等の中、咒師、侏儒舞、品玉、八品、輪鼓は、宮廷の猿樂に含まれて居るものであり、（唐術が透撞の如きものを云ふのであるならば、是れも含まれる）又咒師は猿樂と共に大寺にもあつたものであるからである。尤も中には、當初から民間起源のものであるもの、或は大陸から流入した際に、宮廷へも民間へも共に入つたものもあつた様である。

「新猿樂記」中のもので、田樂の如きは、民間起源のものか或は支那傳來のものであらうし、傀儡子の如きは、本來支那の散樂中のものであるが、其れが我が國へ傳來するには、村上天皇の「辨散樂」と匡房の「傀儡子記」との模様から考へると或は散樂の一部として宮廷へも入り又民間へも入つたものゝ様に思はれる。又一方に於ては、民間のもので却つて宮廷へ引上げられたものもあるのである

斯る事情もあるから、此の邊の攻究は頗る注意を要するのではあるが、併し貴族武士間に於ける勢力轉向の動搖に際して、貴族に依つて成立つ宮廷及貴族の保護に依る大寺の散樂が、武士を中心とする民間へ流出するにも至つた事は十分考へ得る所である。のみならず、此の社會上の動搖に際して、種々の職業者が現はれ來り、其等には從來あつた職業者で此機に當つて俄に勃興したのもあるが、併し當時新しく起り來つたものが少なくなつた。又是等の中には、上述の大陸渡來のもの及宮廷大寺から脱出したかと思はれるものもあるのである。然るに是れには、此の時代の享樂主義の結果としての廢類的氣分や、日本化し來つた當時の宗教の影響や、當時の悲觀の一面たる自暴的樂觀といふ様なものが手傳つて居る様に思はれる。今之を音樂關係の職業者に就いて考へて見ると、之を概括的に云つて、所謂猿樂雜藝（雜藝には、演技及歌

曲兩様の用法を含めて）を演奏した猿樂雜藝者が其れであると云ひ得るのである。遊女も雜藝を謠つたと云ふ意味で之に含めて考へて差支ないであらう。唯琵琶法師を此の中へ攝するのは、當時の類別上から云へばどうかと思はれるが、是れも便宜上入れて考へて差支なからうが、白拍子及職業的奏樂者としての巫は、此の時代に於ても晩出のものと思はれるから、晩出のものとして含めて考へねばならぬ。扱此の方面のものは、佛教の影響の最も甚しいもので、既に音樂其のものからが、煩惱即菩提式に解釋せられて居り、遊女の勃興して來たのなぞも、其の上猶本地垂迹説が與つて方あつた様に思はれる。又「梁塵秘抄」卷二を見ると卷二一卷に於てすら、咒師、遊女、傀儡、巫などが歌はれて居るので、同抄の歌其の物が既に民衆的のものである事と共に、能く時代が反映されて居ると云へるのである。然るに、猿樂雜藝者の勃

興は、武士を中心とする民間を對象としてあるのに、武士は地方在住のものであるから、從來殆ど帝都専有のものであつた音楽が、當時京都を中心としながらも、猿樂雜藝として地方へ開展するに至り、又地方で發達するものもあつたと共に却つて地方から京都へ輸入し來るものもあつたのである。此の事實は「今昔物語」の近江田樂、「中右

記」の丹波咒師、「傀儡子記」や「本朝無題詩」の傀儡子、「雲州消息」、「新猿樂記」、「遊女記」あたりで見られる遊女、(猶「大和物語」や「袋草紙」などに見える檜垣をも參考として)、「梁塵秘抄口傳集」に見える嚴島の内侍の舞樂を始めとして各地の遊女傀儡其他の者、「高倉院嚴島御幸記」に見える備前の咒師や室の巫や嚴島の内侍の田樂舞樂、其他「郢曲抄」の歌曲足柄の事などを見れば、略ぼ知り得る所である。猶又是等のもので知られる西海の遊女東國の傀儡と云ふ分布が、平氏と源氏と

に對する關係に於て一考せしめるものがあらうと思ふ。要するに、當時の音楽の推移變遷は、理性的音楽から感情的音楽へ、形式音楽から内容音楽へ、器樂から聲樂へ、舞踊的音楽から劇的音楽へ、貴族の音楽から武士庶民の音楽へ、京都から地方への移動であつて、概言すれば古風から今様への移動であつたのである。

以下當面の問題たる雜藝、郢曲、今様の考察に入るべき順序となつたが、郢曲、今様の事は、續篇として記すことにして、今は雜藝のみに就いて考察を試みやうと思ふ。

雜藝と云ふ語には、前後四種の用法が生じ來つて居る様に思はれる。一體雜藝といふ語は、漢籍に於ても幾らも使用されて居る語で、「南史」の張興泰傳には、「聲伎雜藝、頗多開解」と云ふ様な用例も見受けられ、同朱异傳にも、「昇涉獵文史、兼通雜藝」と云ふ様に用ひられて居るが、併し我が國に於ては、斯る用語を襲用したのではあらう

が、其の用法は、我が國獨特のものとして使用し出されたもの、様に考へられるのである。我が國に於ける此の語の用法に就いては、「歌儼品目」の詠歌協律の條に、

雜藝　　コノ名目ハ、歌曲ノ統名ニテ、後世ノ轉用ノ名目ナルベシ。拾芥抄ニハ、風俗ノ目錄ノ次ニ、

雜藝ノ目錄ヲアゲテ、東遊、朗詠、今様、古柳、田歌、娑羅林、早歌、片下、物様マデヲ載セタリ。サレバ歌謠ヲ統稱スルコト知ルベシ。又スベテ古ルクハ、散樂百戯ノコトヲモ、雜藝ト稱セシコトアリ舞樂要録ニ、

天曆(天慶)六年七月二十八日相撲拔出ノ日ニ雜藝ニ乞寒ヲ答トシ、治安三年七月二十八日相撲拔出ノ日ニモ雜藝ニ桔槔ト對セシハ、コノ雜藝ハ、全クサルガウニテ、猿樂、散更、渾脫ノコトヲカク記セルニヤ。コレ又時ニヨリテノ名目ノ沿革ナルベシ。梁塵秘抄口傳集ニ、又我ひこり、雜藝集をひろけて、四季の今様、法文、早歌にいたるまで、書たる次第をうたひつくすおりもありきトミエタルハ、全ク種々ノ歌曲ヲ輯メ合セタ

ル書ヲサシタル稱呼ノ一徵ナリ。

と云つて、歌曲の統名としての用法と、散樂百戯を稱する用法との二様の用法を認めて居る。此の二種の用法のある事は疑ない所ではあるけれども、私の調べた所では茲に散樂百戯として居るのは、廣きに過ぎる様に思はれるし、又此の二種の外に猶二種の用法が認められるのである。先づ雜藝と云ふ語の我が國の文献に現はれて居るものは「倭名抄」の術藝部の細目に、射藝類、射藝具、雜藝類、雜藝具とあるものなぞが、最も早い部類のものかと思はれるが、此の用法は、其の細目中に列擧して居る物から考へると、全く此の語本來の支那式の用法のもので、當時の日本式の新用法のものとは考へられぬのである。然るに、雜藝具中に擧げて居る輪鼓の解説として、

本朝相撲記云、輪鼓二人諸雜藝之中、弄輪鼓之者二人也今案此物所出未詳。但其形如細腰鼓、而輪轉於絲上、故以名之。

と云つて居るのは、我が國の相撲の節會に於ける雜伎・雜藝の説明をして居るのであるから、茲に云つて居る諸雜藝と云ふ語は、日本式の用法として使つて居るものと考へられる。されば、この雜藝といふ語は同じ用法として、「西宮記」(相撲)「日本紀略」、「中右記」(相撲)等に次々見えて來る雜藝といふ語の先行者たるものである事が知られる。然らば、斯る用法の雜藝といふものは、如何なる内容のものであらうか。是れには少し考證が煩雜にはなるが、散樂といふものゝ攻究を一通り試みなければ、明瞭にし難い様に思はれる。

支那の散樂なるものは、「唐會要」に、

散樂。歷代有之、其名不一、非部伍之聲、俳優歌舞雜奏、總謂之百戲。

とある如く、散樂と百戲とは、畢竟異名同物たる事が知られると共に、此の散樂なるものは、俳優即ち(日本式に云へば)手品輕業の如き)曲藝と歌舞

との二様のものを包含する滑稽演技であつたのである。是れが雜樂の一部として我が國へ傳來したのであるが、我が國へ入つてからの模様を見ると、「三代實錄」に、

貞觀三年六月二十八日辛未、天皇御前殿。觀童、相撲、(中略)。左右互奏音樂、種々雜伎散樂、透撞、呪擲、弄玉等之戲、如相撲節儀。

貞觀五年五月二十日壬午、於神泉苑、修御靈會。(中略)。新伎散樂競盡其能。

元慶四年七月二十九日辛巳晦、御仁壽殿、覽相撲、左右近衛遞奏音樂、散樂雜伎各盡其能。(中略)。右近衛内藏當繼、長尾米繼、伎善散樂、令人大咲、所謂瀉諍人近之矣。

仁和元年十月二十三日甲戌、天皇御紫宸殿。(中略)諸親王及太政大臣已下出居、侍從已上侍殿上、奏音樂、種々散樂。

とあるものを注意すると、音樂とあるものは正樂(雅樂)の事で、雜伎散樂とか散樂雜伎とか云つて

居るものは、散樂と雜伎との意味で、其の雜伎と云ふのは、上述の俳優即ち曲藝を意味するのである。種々散樂とあるのは、雜伎がなくて散樂だけの意味であり、新伎散樂とあるのは、新伎の散樂の意味で、即ち新考案の散樂の事であり、伎善散樂云々とあるのも、新考案の散樂の意味で、従つて是等の文中の散樂雜伎の散樂には、新考案のものもあつた事になると共に、貞觀三年と仁和元年との散樂は、定型の散樂を意味するものであらうと思はれる。つまり云へば、散樂には、定型のものど新案のものとのある事が、是等の文に依つて知られると思ふのである。又貞觀三年の文に、透撞、咒擲、弄玉等とあるのは、實は雜伎の註解として添へたもので、雜伎は元來是等のものを總括して云ふのであるから、別に説明はなくとも解り切つて居るのではあるが、此の文では、之を姑く明瞭にする爲に、特に註解を添へたに過ぎぬので

ある。散樂と雜伎との別なものである事は、「貞觀儀式」相撲節儀の條に、登木人十六人、擲倒人四人、散樂人四十人とあるので明かである。併し斯の如く別なものではあるが、兩者が演せられる時には、全然無關係に演せられるのではなくして散樂中に共同的に雜伎が演せられるのである事は「三代實錄」の直ぐ後の諸書の記載に依つて知り得るのである。併し斯の如く「三代實錄」の散樂は、定型のものど新考のものとのある上に、其の定型のものにあつても、俳優歌舞を總稱する支那式の稱呼上の用法とは異なつた稱呼上の用法もあつたと思はれると共に、其の内容にも異なる所があつたかと思はれる。なせなれば、當時既に左舞（唐樂）右舞（高麗樂）と分つ制が成立つて居た事が知られるからで、従つて唐の散樂を左方に演じ、高麗の散樂を右方に演じたらうと思はれるからである。さうして、當時演せられた正樂や定型の散樂

中の舞樂は(本土では歌詞もあつたから歌舞と云ひ得るが、我が國へ入るには歌詞が除かれたのであるから、歌舞とは云ひ難くなつて居る)、「舞樂要録」や前述の「西宮記」、「中右記」や猶「江家次第」などに依つて、略々相像することも出来ると思ふので、今正樂の事は措いて問題に必要な散樂中の舞樂を想像して見ると、左方は禪脫(劍氣禪脫、輪鼓禪脫、曹娘禪脫)、蘭陵王(?)、還城樂(?)、右方は新靺鞨、狛犬、吉簡の如き類のものではなかつたらうかと思はれる。扱散樂と云ふ語には、兎に角斯の如き用法があつたのであるが、又一方に於て、散樂雜伎を總括して散樂と呼ぶ用法もあつたらしく思はれる。村上天皇の「辨散樂」に、俳優や鳴瀝といふ語が見え、新靺鞨や世羅國と共に相撲、傀儡の見えて居る點から考へると、此散樂の用法は、散樂雜伎を含めての廣義の用法と解せられるべきで、期の支那式の用法も當初からあつ

たと思はれる。斯くてこの系統を引いたものが「新猿樂記」の所謂新猿樂で、(散樂、散更、猿樂が異字同物であることは、先人の説のある通りである)、この新猿樂は、雜伎系統のもとの新案の散樂の系統のものとの抱合した性質のものである事は争はれない所であらう。散樂の新案物の演せられた事は、「三代實錄」で見られるばかりでなく、村上天皇の「辨散樂」に對する秦氏安の對冊に依ると、散樂が内侍所の御神樂の夜及踏歌の餘興としても用ひられた事が知られ、且御神樂の夜には、散樂に堪能な者が才の男となつて、才を盡したことも知られて居るのである。斯くして之が愈々茶番狂言式な劇的なものになつたのが、「新新樂記」に見える一半のものや「雲州消息」に見える様なのであらうと思はれる。併し散樂の新案物は腹案をして置いて演じたものゝ様に見えるが、是れが儀式を離れて全く當意即妙の座興的戲藝ともなつ

て、やはり散樂(猿樂)と呼ばれ(「中右記」寛治八年の條、「古今著聞集」魚蟲禽獸の卷など)、後には雜藝とも呼ばれるに至つて居る様に思はれる。

〔明月記〕承元二年の條、「蓬萊抄」殿上淵醉の項など。然るに又一方に於て、散樂に新案物の演せられた所から、平安朝文學に見える様に、日常の滑稽な言語動作にもさるがう(散樂)と云ふ語を用ひる様になり、さるがふと云ふ動詞をも生ずるに至つたものと思はれる。上述の如く、散樂といふ語の用法には、様々なものが見られるのであつて、即ち雜伎に對立する散樂、散樂雜伎を總稱する散樂、日常の滑稽な言語動作を稱するもの、廣義の散樂の變遷したもの(此の頃には猿樂といふ文字を用ひ慣れ來つて居る)、臨機の座輿的戲藝となつたものなどの五種の用法が見られるのである。然るに、此の外に猶一つの用法がある様に思はれる。其れは次のものごにも據つて知られる所のも

のである。

〔西宮記〕七月相撲召仰

御覽日(出)天皇御三南殿。(中略)種々雜藝左、見城樂、散樂

有、狛犬、天皇歸御。
吉干。

〔中右記〕

寛治三年七月二十七日、有御覽儀。(中略)追相撲

出。(中略)日晚主殿寮炬火、敷手(敷は)十還城樂、犬

人猿樂中有雜藝吉干、事了還御。

天永二年八月二十一日、相撲御覽。(中略)犬、猿樂

種々雜藝、卷御簾御覽。攝政殿令候御傍給。呪師

輪古之類、間盡其藝、備天覽。

〔江家次第〕七月相撲拔出

振杵左右各一節、次左右各舞隨大典各一左、蘇合香

自餘依時。左必舞、散手、還城樂、散更、右必舞、歸德、狛犬、

多新鳥(中略)、狛犬、散更之中、有二足、高足、輪鼓、

是等三書の記事の中、「西宮記」に於ける散樂と雜

藝との關係のみは、轉倒した形になつて居るが、

併し實は割註の形になつて居るものは、雜藝の註解ではなく、附記に過ぎぬもので、唯雜藝を主とする云ふ意味で雜藝を擧げて、舞樂を附記した形のものご解せられるのである。故に事實に於ては、散樂と雜藝との關係は、他の二書と同様に解せらるべき事になるのである。扱是等の三書四種の記事に於ける散樂、猿樂、散更(三者同物)といふものは如何なる範圍のものであらうか。先づ前述の散樂雜伎を總稱する廣義のものご見られぬ事は自明の事であるが、左右兩舞を通じて眺めると、還城樂、狛犬、吉干の如き散樂(雜伎に對立する散樂)があるから、雜伎に對立する散樂の意味にも見られぬだらうと思ふ。されば、どうしても是等二種以外の用法のものでなければならぬと思ふ。今「舞樂要錄」の相撲節の舞番目錄に就いて調べて見ると、(必要な形に略抄する)、

承平四年七月三十日拔出 左禪 脫

- | | |
|--------------|--------|
| 同 六年七月二十九日拔出 | 左 猿 樂 |
| 天慶六年七月二十八日拔出 | 左 雜 藝 |
| 同 七年七月三十日拔出 | 左 猿 樂 |
| 寛弘二年七月二十九日拔出 | 左 猿 樂 |
| 同 三年七月二十八日拔出 | 左 猿 樂 |
| 治安三年七月二十八日拔出 | 左 雜 藝 |
| 長元元年七月三十日拔出 | 左 劍氣禪脫 |
| 長曆三年七月二十九日拔出 | 左 猿 樂 |
| 永承六年七月三十日拔出 | 左 猿 樂 |
| 康平五年七月二十八日拔出 | 左 猿 樂 |
| 承保二年七月二十八日拔出 | 左 猿 樂 |
| 承曆三年七月二十八日拔出 | 左 猿 樂 |
| 寛治二年七月二十七日拔出 | 左 散 更 |
| 同 五年七月三十日拔出 | 左 散 更 |
| 保元三年六月二十七日拔出 | 左 散 更 |

斯の如くになつて居つて、禪脫とか雜藝とか劍氣禪脫とかあるものゝ外は、悉く猿樂或は散更となつて居るのである。然るに、この雜藝は、「中右

記」や「江次第」の記事で明に知られる如く、左方の猿樂(散更)と右方の狛犬との中で共同的に演せられる一足、高足等の雜伎を云ふものである。されば、此の點から番目録を解すると、左方では雜藝と共同した猿樂を演じないで、唯雜藝のみを演ずる事も稀にあると云ふ事實が認められるかと思ふ。扨然らば、此の場合猿樂と云つて居るものは抑も何であらうか。この猿樂は(禪脫、劔氣禪脫、雜藝も同様に)、桔槔、乞寒(同物で、吉干、吉笛など書けるも同物)の番舞として用ひられて居るものであるから、是れと同等ぐらゐの範圍のものでなければならず、又禪脫、劔氣禪脫が、同じく桔槔に番ひられて居る點からして、この禪脫、劔氣禪脫と云ふものと同物であらうとの見當が立つのであるが、果して「倭名抄」音樂部に、

劔氣禪脫禪脫一

云散樂一

とあるから、禪脫の一名である事が明に知られる

のである。其れと共に、此の「倭名抄」の記載法に依つても知られる如く、劔氣禪脫は、禪脫中の一曲であつて、禪脫に屬するものには、猶輪鼓禪脫、曹娘禪脫(共に「倭名抄」には見えるが、曹娘は早く亡失した)がある。然らば、舞番目録中、始めには禪脫とあり、長元々年の所に劔氣禪脫とあるのはどう解すべきであらうか。是には之を斷定すべき明徴を得兼ねるけれども、「續紀」天平勝寶四年盧舍那佛開眼齋會の王臣の歌舞五種の條にも唯禪脫とのみあるし、「倭名抄」で見ると、劔氣禪脫より前に、臨胡禪脫の擧げられて居るに拘らず其の語下で禪脫の説明をしないで、其れより後にある劔氣禪脫の語下で禪脫の説明をして居ると云ふ事實を考へ、又輪鼓禪脫や曹娘禪脫が相撲の節會に用ひられたのは形跡が少しも見えないと云ふ邊からも考へて、相撲の節會に用ひられたのは最初から劔氣禪脫で、又是れが單に禪脫とも呼ばれたの

ではなかつたらうかと推せられるのである。(従つて「續紀」の禪脱も、劔氣、輪鼓、曹娘の三曲を奏したものは、單曲たる餘他の歌舞との比較からも樂の組織其物の性質からも考へられぬ事であるから、是れも劔氣のみであらうと考へられる。果して斯うであつたとすれば、長元々年の所に劔氣禪脱とあるのは、單に詳細な名稱を記したと云ふに過ぎない事になる譯である。兎に角以上述べ來つた所に依つて、散樂と云ふ語に、禪脱の一名としての用法もある事が認められるであらうと思ふ。

稍煩雜に涉つた散樂の考證は、茲に打切ることにして、再び前へ立戻つて、雜藝の考察を續けて見ると、既に散樂と共に明になつた如くに、「三代實錄」に散樂雜伎とあつた雜伎は、「倭名抄」や西宮記、「中右記」に於て雜藝と云はれて居るものと同じもので、即ち散樂(雜藝に對立する範圍のものとして)に對立す

るものでありながら散樂と共同的に演せられる諸種の曲藝を呼ぶもので、其の曲藝は、「三代實錄」に見えて居た透撞、呪擲、弄玉や、「中古記」に「江次第」に見えて居た一足、高足、輪鼓、獨樂、呪師、侏儒舞などである。「歌舞品目」には「散樂百戲ノコトデモ雜藝ト稱セシコトアリ」とあつたけれども、散樂百戲と云へば、既に述べた如くに、散樂雜伎を總稱する廣義の散樂、即ち禪脱、狛犬、吉千等の類を稱する従より狹義の散樂と茲に述べた諸種の曲藝を呼ぶ雜藝とを總稱するものになるから、廣きに過ぎてしまふので、つまり雜藝は、散樂百戲の中の一半にしか當らぬのである。従つて「品目」に云つて居る猿樂、散更は、散樂百戲と同意義のものとして用ひられて居るから、同書が雜藝、猿樂、散更、渾脱を同物と見て居る見方も廣狹の混同がある譯である。以上が雜藝といふ語の一つの用法であるが、この外に猶當意即妙の

茶番式猿樂を呼ぶ一種の用法のある事は前述の通りである。要するに、雜藝と云ふ語には、諸種の曲藝を總稱するものと茶番式猿樂を呼ぶものとの二種の用法、即ち二種の術技上の用法のある事を知り得るのである。

雜藝と云ふ語には、上述の如き術技上の用法のある外に、歌曲上の二種の用法がある様に思はれる。此の用法は、前者に比べては、其の發生が後れて居る様に思はれるから、前者の用法の轉用されるに至つたものである事は疑ないであらう。「御遊抄」の朝覲行幸の條に引く所の「資房卿記」永承六年二月二十八日東北院(女院御在所)行幸の記事に、

無奏音樂。但於饗座、丞相及戶部發雜藝事。或催馬樂、或雜哥、或又俱舍頌、奇怪云々。

とあるものは、雜藝といふ語の歌曲の意に解せられるものとして、私の見掛けて居る最も早いものである。(此れは此の文を「資房卿記」の原文或は

約記と認めて云ふのであるが、若し編者の改竄が施されて居るものとすれば、次の「中右記」を初見とする)次では、「中右記」嘉承三年十一月十七日の條の、

今夕俄有御幸六條殿。(中略)。御遊。(中略)。今、雜藝盤涉調今様各出之

とあるものなどである。然るに、此の二種の記事に於ける雜藝と云ふ語の用法を比較して見ると、前者に於ては、催馬樂、雜歌、俱舍頌(?)などを總括した用法になつて居り、後者に於ては、今様を含まざる用法になつて居る事が知られるのである。此の點から見て、歌曲としての雜藝と云ふ語の用法には、廣狹二様の用法がある事の推定が成立つのである。此の見方から、歌曲としての雜藝と云ふ語を用ひた記事で、私の見出し得て居る凡てに涉つて考へて見ると、必ず此の二様の用法の孰れかになつて居る事を見出すのである。然

らば、廣義の用法の雜藝の範圍は如何なるものであつたかと云ふと、此の點に關して先づ吾々の注意を惹くのは、「雜藝集」と云ふものである。「歌舞品目」も引いて居た如く、「梁塵秘抄口傳集」卷十に、

我（後白河院）獨雜藝集をひろけて、四季の今様、法文、早歌に至る迄、書たる次第を歌ひ盡すをりもありき。

とあつて、「源平盛衰記」にも、祇王の歌つた「佛も昔は凡夫なり云々」の今様に對する清盛の言葉として、「此歌は雜藝集ト云文書ニ書レタルハサハナシ」と出て居るのである。されば、廣義の雜藝は、上掲の「資房卿記」に依つて、催馬樂を含むものであると共に、雜哥即ち雜多な歌謡を含むものである事が知られ、（俱舍頌に就いては、後段に述べる）、少なくとも「雜藝集」に關する上記二種の記事に依つて、今様、四季の今様、法文、早歌の其他のものを含むものである事が知られるの

である。然るに、猶茲に注意を要するのは、「雜藝集」を耽誦された後白河院が、「梁塵秘抄」を編纂せられ、この「梁塵秘抄」が、神樂、催馬樂、風俗今様、装羅林（法文歌と同物）、只の今様（私は今様に廣義の二種と認めるのである）、片下、早哥、足柄、長哥、田歌、其他「口傳集」中に散見する以上の外の歌謡どもを含むものであつた事が、「口傳集」と「梁塵秘抄」との關係に依つて知り得るから、即ち郢曲集と見るべきもので、且「雜藝集」に倣つて編纂されたものと認められる事である。（雜藝と郢曲とは其の廣義の用法に於て、極めて微細な相異を除いては一致するものである事は、あらゆる點から判定されるのである）。以上の點から、廣義の雜藝の範圍が、略々推定されるので、即ち「梁塵秘抄」の歌謡の範圍と略々一致するものであり、従つて「傀儡子記」に見える歌謡の大部分が含まれて居るものなる事が知られ、又「郢曲抄」に、今様ノヒン多

々良も云々」とあるので、「倭量卿記」に見える五節間部曲の中の歌謠も含まるべきものである事が推知されるのである。婦女の傀儡の謠ふものが、大部分遊女の謠ふものと一致し、且遊女の謠つたものゝ範圍が、猶其れよりも廣かつたらう事は、種々のものに依つて推知されるのであるが、「梁塵秘抄」卷二の

遊女の好むもの、雜藝（和歌）鼓小端舟、笠（和歌）かざし（和歌）こもりめ男のあいいのる（和歌）百大夫。

といふ歌の中の雜藝は、遊女の謠ふものを總括して居るものである事が推せられ、従つて廣義の用法のものである事が知られるのである。以上述べ來つた所に依つて、廣義の雜藝に含まるべきものが判明され、歌曲としての雜藝の用法には、斯る廣汎な範圍の歌謠を總稱する一種の用法のある事が知られたかと思ふ。（最後に表を掲げるつもりであるから、其れに依つて此の用法の雜藝中の歌曲

を一覽せられんことを望む）。前に引用した「歌儼品目」に、「拾芥抄」を引いて、「サレバ歌謠ヲ總稱スルコト知ルベシ」と云つて居た雜藝は、即ち茲に述べた廣義の雜藝に當るものである。併し「拾芥抄」は、時代も降り、風俗部に雜藝を攝して、その雜藝としては、

東遊 朗詠 今様 古柳 田歌 沙羅林

早歌 片下 物樣

を舉げて居るに過ぎないので、其の類別法の自然の結果として、風俗も催馬樂も脱して居り、其他猶入るべきものを多分に脱して居るのである。されば、「萬葉緯」には、是れに對して、夏神樂、倭舞、安波乃戸、葦柄、神歌、猿樂並白拍子歌を増補して居るのであるが、足柄、神歌、白拍子歌を増補するのは當に然るべきであるけれども、其他のものは當を得ないものかと思はれる。一體「拾芥抄」が風俗部に雜藝を攝したのは、雜曲の多く

が、もと諸國の風俗歌の採用されたものであるから、そんな意味から來て居るものであらうと思はれる。然るに、歌曲としての雜藝と云ふ語の用法には、今一種狹義の用法が認められるのである。前抄の「中右記」の用法が既に其れであつたが、其の外、

「殘夜抄」樂さいふは、からくにの哥は詩也。この朝のすなはち神樂、催馬樂、風俗、及び雜藝、白拍子、ちないら、こまでも、このよし相同じ。か様に聲々なるからくにの歌のこはぶりを移しまねびたるを、樂こはいふなり。

「續教訓抄」風俗ハ諸國ノ古風ヲ集也。故ニ諸國ノ風俗多在ニ催馬樂中ニ事也。廣河限（誤寫か）、催馬樂、雜藝。今様、童謠之詞、此（皆か）多見風俗之流也。

「鄧曲相承次第」宗能卿、神樂、朗詠、雜藝、敦家朝臣以來相傳之、剩又携ニ催馬樂、風兼ニ修諸流一人也。

の如き用例が見出される。是等の書は南北朝頃までに涉つて居るけれども、彼此照合して考へて見

て、「中右記」以來變化のないものであらうかと推定される。然るに、是等の用例を綜合して見ると是等に於て雜藝と云はれて居るものは神樂、催馬樂、朗詠、今様、風俗の五種以外のものである事が知られる。唯「殘夜抄」の文に於て、雜藝と白拍子及ちないらことの關係が聊か疑問に思はれるが、「及び」と云ふ語の置き様から考へると、雜藝其れは白拍子ちないらことに至るまでもの意味かと考へられる。唯併し白拍子は白拍子歌の意味であらうけれども、ちないらことあるものは、私には判明し兼ねるので、或は誤寫ではあるまいかと思はれてなぬ。猶茲に疑問なのは、斯る用法の雜藝と東遊（歌）との關係で、東遊は上掲の用例中には見えな又此の他に於ても兩者の關係を知るべき手懸りが得られぬのであるが、風俗との間に斯る關係があるから東遊との間にも、同じ關係がありさうに思はれるのだけれども、併し今の所さる關係が更に

見出されないものであるから、やはりさる關係のなかつたものと認めて置くより外ないのである。されば、以上の考察に依つて知られる事は、雜藝といふ語の用法として、神樂より風俗に至る五種の歌曲以外の雜曲を總稱する一種の用法のあつたと云ふ事でないねばならぬと思ふ。之を要するに雜藝と云ふ語の用法には、諸種の曲藝を總稱するもの及茶番式猿樂を稱するものなる廣狹二種の術技上の用法と、殆ど凡ての歌曲を總稱するもの及神樂より風俗に至る五種の歌曲以外の雜曲を總稱するものなる廣狹二種の歌曲上の用法との都合四種の用があるのである。

以上を以て、姑くこの貧弱な研究に結末を與へる事にする。實は上述の如き用法の變遷が如何にして起つたかの理由に就いても記述せねばならぬのであるが、既に可なりの頁數を費してしまつたから、其等は續篇に於て郢曲今様に就いての考察

を試みる時に言及することにして、唯茲には、細論を試みた後に到達すべき結論としての圖表を、姑く未定稿の意味に於て掲出して、豫め教示を仰ぐべく一案に供する事にする。

雜藝	郢曲
一、散樂と共演されたる曲藝	白拍子歌。
一、茶番式猿樂	文又娑羅林、物樣、田歌、棹歌、辻歌、滿 <small>棹歌以下は、所。</small> 周、呪師、別法士 <small>（屬凡て疑問）</small>
一、神樂、催馬樂、朗詠、今樣 <small>（義）</small> <small>風俗以外の雜曲</small>	今樣 <small>（義）</small> 、東遊、風俗。 鬘多々良、思之津、物云舞、水猿曲、伊佐 立奈牟、白薄樣。 足柄、黑鳥子、伊地古、古川 <small>（以上四曲大曲）</small>
	今樣 <small>（義）</small>

宴曲（部曲に入つて、雜藝に入らず）。

一、朗詠

一、龍馬樂、朗詠、今様

該表中、廣義の歌曲雜藝中に列したものは、雜藝を認め得るものとして諸書に見える確定歌曲である。但しこの意味の雜藝は、本來次々生じ來る

雜多な歌曲を包括すべき性質のものであるから、

是等の外にさる性質の歌曲が見出されたとしたら

其等は凡て此の中に入るべきものである。然るに

「資房卿記」の俱舍頌が此の中に入つて居らぬが、

其の理由は、同記の文意が、遂には斯るものまで

も諷誦するに至つたとの意味に過ぎないかとも思

はれるし、又此のものは、前記の藤原孝道の「殘

夜抄」にも、「ぐさのすなご、ちごごもの讀むを云

々」と見えて居るもので、純粹な意味に於て歌謠

と認め難いものゝ様にも思はれるし、又平安朝後

期は、讀經が歌謠式に流行した時代で、「梁塵秘

抄」の歌にも、「聞くにをかしき經讀みは、云々の歌が見える程で、實は此の經讀みの部類に屬すべきものではないかとも思はれるので、兎に角少なきとも佛教の讀と普通の歌謠との中間性のものゝ如く思はれるから、姑く除外しておいたのである。